

# 一般質問発言通告書

発言順位 8番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和 6年 2月 14日

三島市議会議長 藤江 康儀 様

三島市議会議員 6番 横山 雅人

質問事項 1	三島駅南口西街区再整備について
具体的内容	1987年に検討を開始した三島駅南口東街区再開発事業は、2月6日に安全祈願祭が行われ工事が始まりました。令和2年6月30日に三島駅南口広域観光交流拠点整備事業（西街区）として「富士山三島東急ホテル」が開業しました。三島市は新幹線駅を有する市として静岡県東部の核となります。南口を活用し地域経済を発展させていきたいという豊岡市長のコメントを静岡新聞で拝見しました。賛成いたします。三島市の将来推計人口は2050年に82,914人と20年を100とした指数で76.9%になると昨年12月の静岡新聞に掲載されていました。市税は明らかに減っていきます。南口の活用はまだ終わっていません。そこで三島市の今後の発展のために西街区（富士山三島東急ホテルの西側）の再整備について伺います。
	1 小山三軒家線沿いの両側100mの用途地域を変更して高層建物の建築ができるようにする。具体的には、現在の近隣商業地域（建蔽率80%容積率200%）を商業地域（建蔽率80%容積率400%）にする。あるいは地区計画を導入する。これについていかがでしょうか。その場合の変更手続きの流れも確認させてください。ちなみに第5次三島市総合計画、第3次三島市都市計画マスタープランにも用途地域などの見直し、地区計画の導入が謳われております。
	2 西街区再整備に併せて三島駅南北自由通路整備の実現に向けた取り組みもできると思います。第5次三島市総合計画、第3次三島市都市計画マスタープランに可能性を検討し研究を進めると謳われております。2～3年が経過していますが、具体的な進捗状況を伺います。
質問事項 2	公設公営の残土処分場整備について
具体的内容	2021年7月3日に熱海市で盛り土が崩れ、大規模な土石流となった事故が起きました。この盛り土は残土処分を目的としたものと思われます。盛り土規制法（令和5年5月26日施行）、静岡県盛り土等の規制に関する条例（令和4年7月1日施行）、三島市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（平成26年7月1日施行）と、盛り土を規制するものはあります。今回は公設公営の残土処分場整備についてお伺いいたします。残土とは正式には建設発生土と言います。建設発生土は廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。しかし、産業廃棄物が混入している場合は取り除かなければ産業廃棄物になります。先のように法律や条例が整備され、この建設発生土の処分が困難になることが懸念されます。（受入費用の高騰、処分場の閉鎖等）そこで適切な建設発生土処分のために伺います。
	1 現在、三島市内、また近隣に受入可能な建設発生土の処分場はありますか。
	2 建設発生土の利活用促進のために静岡県建設発生土マッチングシステム（SSM）や国の情報交換システムがありますが、三島市での利用状況はいかがでしょうか。
	3 建設発生土の発生抑制（土をださない）のために設計や工法での対策が考えられますが市の指導はどのようになっているのでしょうか。
	4 全国建設業協会のヒアリング資料に公共事業として残土処分場整備等をやれないか、との提案もあります。大規模土地利用事業との連携も踏まえ、市での公設公営残土処分場整備についてはいかがお考えでしょうか。